

## 専決処分の報告について

令和 4 年 1 月に報告した横内小学校での事故の専決処分についての報告

事故発生日	発生時間	発生場所	賠償額 (円)	相手方	専決処分年月日
令和 3 年 5 月 16 日	午前 9 時 45 分頃	青森市大字野尻字野田 6 0 横内小学校敷地内校庭から 校舎にかかるスロープ付近	2,031,465 円 全額学校災害 賠償保険対応	青森市橋本一丁目 9 番 3 0 号 青森みちのく銀行健康保険組合 理事長 中谷 有一	令和 7 年 2 月 3 日
概要	令和 3 年 5 月 16 日、横内小学校に通学する児童の保護者が教育環境整備のための P T A 活動中に、蓋が外れた状態の排水柵に足を落としたことによる当該保護者の負傷に関して、相手方が療養の給付を行ったことにより、健康保険法第 5 7 条第 1 項の規定により、当該保護者が市に対して有する損害賠償請求権を相手方が代位取得したもの。				
経過	令和 3 年 9 月 8 日、左膝前十字靭帯損傷、左脛骨プラトー骨折との診断を受け、治療・リハビリ等を受ける 令和 3 年 9 月 2 2 日に入院し、令和 3 年 9 月 2 4 日に手術、令和 3 年 1 0 月 2 日に退院 令和 3 年 1 1 月 1 日に左膝前十字靭帯再建術後と診断、リハビリと通院による治療を継続 令和 5 年 9 月 2 0 日、傷病名・左膝前十字靭帯損傷、自覚症状として「左下腿のしびれ、疼痛」との後遺障害診断				

